

# 広告掲載取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が自主財源強化のため、センターが発行する印刷物に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載の印刷物は市民への配布を目的とするもので、センターの管理に属するものである。ただし会長が広告掲載を適当でないと認めるものは、広告掲載の対象としない。

(広告の掲載基準)

第3条 印刷物に掲載することができる広告は、次の各号に該当しないものでなければならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (2) 政治・宗教に関するもの
- (3) 個人・団体等の意見広告を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (5) その他印刷物に掲載することが適当でないと認められるもの

(広告主の責任)

第4条 この要綱に定めるところにより掲載した広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(掲載の申込)

第5条 広告の掲載を希望する広告主は、広告掲載申込書（第1号様式）と希望する広告の版下・内容等を明らかにした書類を会長宛に申込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第6条 会長は、前条の規定による申込があったときは、広報部会に諮った上で当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載決定者は、会長が指定する期日までに別に定める掲載料をセンターに納入しなければならない。

(広告掲載料の不返還)

第8条 既に納入した広告掲載料はこれを返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により掲載ができないときは、この限りでない。

(広報部会)

第9条 広告掲載に関する事務は広報部会において行い、広報部会は広告掲載の選定・位置等の適否を審査する。

2 広報部会の庶務はセンターにおいて処理する。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式

広告掲載申込書

年 月 日

公益社団法人  
武蔵村山市シルバー人材センター  
会 長 様

申込者

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ⑩

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

F A X ( ) \_\_\_\_\_

公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター広告掲載取扱要綱第5条の規定により  
下記のとおり添付書類を添えて広告の掲載を申し込みます。

記

広告の種類 (該当するものに○印)

1 会 報 (1頁A4サイズ)

広告掲載枠 A・B・C・D (写真掲載は別途製版料必要)

A : 縦5.5cm×横8.5cm 5,000円

B : 縦5.5cm×横17cm 10,000円

C : 縦12.5cm×横17cm 30,000円

D : 1頁 (A4サイズ) 縦25cm×横17cm 100,000円

2 その他 (1頁A4サイズ)

広告掲載枠 A・B・C・D (寸法・価格等は会報と同じ)

添付書類

添付した書類名 ( )

広告掲載決定がなされたときは、速やかに掲載料を納入します。

※ 下の枠内には記入しないで下さい。

審査年月日	年 月 日	審査結果	<input type="checkbox"/> 掲載	<input type="checkbox"/> 非掲載
-------	-------	------	-----------------------------	------------------------------

